

2024年12月号のテーマは 期間限定電気代負担軽減策と、完全自家消費と余剰売電について

いつもニュースレターをお読みいただき、誠にありがとうございます。
今回は期間限定電気代の負担軽減事業と、自家消費型太陽光発電を設置する場合、完全自家消費と余剰売電の違いについて解説致します。

電気・ガス料金負担軽減支援事業について

値引き単価

2025年1・2月使用分



低圧 2.5円/kWh
高圧 1.3円/kWh



10.0円/m³

※ 家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2025年3月使用分



低圧 1.3円/kWh
高圧 0.7円/kWh



5.0円/m³

※ 家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

値引き単価に月々の使用量を掛けていただくことで月々の値引き額を算出いただけます。

左記資料にありますように、2025年1月～3月の間、期間限定で電力使用量の最も大きい時期である冬期の電気・ガス代を、国が支援することが決まりました。

電気・都市ガスの小売事業者などが、家庭・企業などに請求する月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。

（資源エネルギー庁HPより抜粋）

あくまでも期間限定の支援事業となり、4月以降については補助がなくなる予定です。

その為、根本的な電気代削減を検討する必要があります。

自家消費型太陽光発電、完全自家消費と余剰売電の違いについて

自家消費型の太陽光発電を導入した場合、休日や昼休み、また季節等により、電気の使用量より発電量が多くなる場合があります。その際、完全自家消費型と余剰売電型では、どのような違いがあるのでしょうか？

- ・余剰売電型: 発電した電気を自ら消費しつつ、余った分は電力会社に売る方法
- ・完全自家消費型: 太陽光パネルで発電した電気をすべて自社で使用することを目的とした方法

特に完全自家消費型の場合、余った電気は捨てる、または余らないように設備容量を減らすことで発電量が無駄にならないようにする、または蓄電池に貯めて夜間等に使用するという方法があります。

それぞれにメリット・デメリットがあり、電気の使用状況や設置面積等により、どのタイプの設置方法が良いか検討する必要があります。

当社ではそれぞれの事業者様の電力使用状況を把握した上で、ニーズにあったプランを選定、ご提案をしておりますので、是非お気軽にご相談ください。



弊社の施工事例をご紹介します！



業種	製造業
設置場所	徳島県阿南市
システム容量	太陽光：21.58kW
プラン	完全自家消費
年間発電量	25,228 kWh
電気代削減 売電収入	650,000円/年
投資回収年数	12年



担当者

製造工場屋根に既に全量売電で太陽光を設置済の事業者様でしたが、電気代の高騰と倉庫増設があり、倉庫屋根上に完全自家消費型の太陽光を設置しました。制度上、同じ場所で既に売電（全量・余剰）を行っている場合は、完全自家消費のみでないと設置ができませんが、既に売電で設置済の事業者様も、自家消費型太陽光発電の導入のご検討が可能となります。

よくあるご質問

Q1 完全自家消費型プランと余剰売電型プランのどちらが良いですか？

A1

現状の電気の使用状況を確認することが重要です。休日が多く、比較的電気の使用量が少ない事業者様は、余剰売電型が良いと思われます。

年中無休で比較的安定した電気の使用量がある事業者様は、完全自家消費が良いと思われます。完全自家消費の場合申請業務が少なく、早期稼働が期待できます。

（余剰売電型よりも2～3カ月程度早く稼働できる可能性があります。）

Q2 電気の使用状況は、どのようにして分かりますか？

Q2

現在契約中の電力会社に30分毎のデマンドデータ1年分、という資料を依頼いただきます。その資料で分析をおこない、その結果完全自家消費か、余剰売電が良いか、検討の材料として判断致します。ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

 未来環境エネルギー計画 株式会社

☎088-660-6667

受付時間 9:00～18:00（休業日：土日祝）

住所：〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保87番地1
FAX：088-660-6668
Email：support@mirai-ecoene.com 担当：亀谷

▼徳島で自家消費型太陽光なら未来環境エネルギー計画▼

未来環境エネルギー計画

検索

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

